

30君高支第866号

平成30年8月6日

指定居宅介護支援事業者 代表者 様  
指定介護予防支援事業者 代表者 様

君津市保健福祉部高齢者支援課長

「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」の  
一部改正等について（通知）

平素から、本市の介護保険行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」（平成12年3月8日老企発第42号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の一部が改正され、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員については、住宅の改修を希望する利用者がその内容や価格について適切な選択ができるよう、「複数の住宅改修の事業者から見積もりを取るよう、利用者に対して説明すること」とされたところです。

これについて、本市では、住宅改修の事前申請の際に、当該申請が複数事業者から見積もりが取られ、内容等が確認されたものであるのかなどについて確認をさせていただきますので、各事業者様におかれましては適切なご対応をお願い申し上げます。

**【平成30年9月からの確認方法】**

① 複数事業者からの見積もりについて

住宅改修が必要な理由書中に、複数事業者からの見積取得に関する利用者への説明状況を記載ください。

② 見積様式

標準様式に準じたものを使用ください。（改修内容、材料費、施工費、諸経費等の内訳を記したもの）

（問い合わせ先）君津市保健福祉部高齢者支援課

【住宅改修に関すること】介護給付係

TEL：0439-56-1146

【事業者の基準に関すること】介護事業支援係

TEL：0439-56-1736

FAX：0439-56-1220